

委 託 業 務 仕 様 書

(優先順位)

第1 本委託の業務にあたっての優先順位は下記のとおりとする。

- 1 質問回答書
- 2 契約図書
- 3 三重県業務委託共通仕様書

(共通事項)

第2 1 本委託の業務に当たっては、「三重県業務委託共通仕様書」

(三重県のホームページ及び四日市市上下水道局担当課各課にて縦覧)を準用する。

2 他の業務が関連する場合は、監督職員の指示のもと、他業務受託者と調整を行い、円滑に業務が遂行できるよう協力すること。

3 この契約による業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合においては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。

また、『個人情報取扱注意事項』に記載のない事項については、三重県業務委託共通仕様書に別記で記載された『個人情報の取扱いに関する特記事項』によるものとする。

4 三重県業務委託共通仕様書(測量業務共通仕様書第1編第1章第111条第3・4項、用地調査等業務共通仕様書第2章第12条3・7項、地質・土質業務共通仕様書第1編第1章第111条第3・4項、設計業務等共通仕様書第1編第1章第1110条第3・4項)に基づき、契約金額100万円以上の業務については、業務実績情報システム(テクリス)へ登録し、「登録内容確認書」を提出すること。ただし、農業農村整備事業における業務については、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)へ登録し、「AGRIS登録結果通知」を提出すること。

(暴力団等不当介入に関する事項)

第3 1 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(障害者差別解消に関する事項)

第4 1 対応要領に沿った対応

- (1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の請負（委託）を受けた者（以下「受注者（受託者）」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- (2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受注者（受託者）は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(特記仕様書)

第5 前項の他、別記の特記仕様書を附す。

〔別紙〕

個人情報取扱注意事項

（基本事項）

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（受託者の義務）

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第67条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（秘密の保持）

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市上下水道局（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

（収集の制限）

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(苦情の処理)

第11 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(定期報告及び事故発生時における報告)

第12 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証及び確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

流量測定調査業務委託 特記仕様書

(業務の目的)

本業務は配水管の流量・流方向の現状把握することを目的として、配水管の流量・流方向の測定を行い、配水管の布設替計画の基礎資料とするものである。

(一般事項)

- (1) 作業計画書に調査箇所、作業手順を定め事前に監督職員に報告した上で業務に着手する。
- (2) 事前に作業箇所の周辺状況を把握すること。
- (3) 道路交通法等関係法令を遵守し、交通障害等の原因とならないよう注意すること。また、道路状況、交通量、周辺環境を十分に勘案し、交通誘導員の配置やバリケード設置等の安全対策を講じること。夜間作業の際には、照明等一般車両からも十分に認識できるようにすること。
- (4) 流方向計の設置にあたっては、弁室内の水道施設や弁室周辺の舗装等に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (5) 業務において騒音規制法、振動規制法及び公害防止関係法令に定める規制基準を順守するために必要な措置を講ずること。
- (6) 作業にあたり、道路その他の工作物を汚損させないこと。汚損させた場合は、作業終了後に清掃すること。
- (7) 業務において異常を発見し、それが水道施設または交通、住民に危害を及ぼす可能性があるなど、緊急な対応が必要と考えられる場合は、直ちに監督職員に連絡すること。

(業務内容)

(1) 業務計画書

受託者は、委託者から提供される配管図により、流量測定機器設置個所を確認して、作業計画を立案し、業務計画書を提出すること。

- ① 調査概要
- ② 現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）
- ③ 調査計画（調査方法、実施工程、使用機器等）
- ④ 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法等）

(2) 作業時間

受託者は業務の実施に当たり、関係機関等から作業期間や時間帯について条件が付された場合は、当該許可条件を厳守すること。

(3) 調査箇所

No	場 所	管種・口径	種 類	設置撤去作業時間帯
流量計①	川越町 大字豊田 地内	DCIP φ 400	消火栓	昼間作業
流量計②	四日市市 平町 地内	DCIP φ 200	消火栓	昼間作業
流量計③	四日市市 平町 地内	DCIP φ 300	消火栓	夜間作業
流量計④	四日市市 松原町 地内	DCIP φ 250	消火栓	昼間作業
流量計⑤	四日市市 松原町 地内	DCIP φ 200	消火栓	昼間作業
流量計⑥	四日市市 富洲原町 地内	DCIP φ 150	消火栓	昼間作業
流量計⑦	四日市市 富洲原町 地内	DCIP φ 300	消火栓	昼間作業
流量計⑧	四日市市 富洲原町 地内	DCIP φ 200	消火栓	昼間作業
流量計⑨	四日市市 富田一町 地内	DCIP φ 300	空気弁	夜間作業
流量計⑩	四日市市 富田一町 地内	DCIP φ 150	空気弁	昼間作業
流量計⑪	四日市市 富田一町 地内	DCIP φ 250	消火栓	昼間作業
流量計⑫	四日市市 富洲原町 地内	DCIP φ 150	消火栓	昼間作業
流量計⑬	四日市市 富洲原町 地内	DCIP φ 150	消火栓	昼間作業

※別添 調査位置図参照。

(4) 現場調査

受託者は、以後の作業の円滑化を図るために、調査箇所の配管図と現地状況を確認し、流量測定機器の設置の可否等を調査するものとする。

(5) 流量測定調査

受託者は、別紙に示す調査箇所の地下式消火栓において流量測定調査を実施し、流量及び流方向を測定する。なお、測定期間は、平日と土日が重なるように調整すること。

測定は、夜間最小流量が測定可能な時間帯を含む9 6時間とし、6 0秒間隔でデータロガーに記録すること。

また受託者は、当日の配水池データを受託者から受領し、流量・流方向分布図を作成すること。

受託者は、流量測定機器等については、地下式消火栓の筐内に設置し、流量測定中であることを示す張り紙を掲示すること。

(成果品)

- (1) 受託者は、流量測定調査を終了した時点で、結果を仮報告し、委託者と協議を行うこと。
- (2) 報告書は、以下の内容を網羅し、2部（A4判・電子媒体含む）提出すること。
 - ・流量測定データ
 - ・流量分布図
 - ・作業写真
 - ・その他、監督員が指示するもの

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 設計積算条件	☒ 積算基準 三重県県土整備部制定 令和7年11月制定 ☒ 単価適用日 令和8年9月1日制定 ☒ その他見積り
イ 適用図書	☒ 委託契約書 ☒ 設計業務等共通仕様書（三重県） 令和3年11月制定 部分改正を行った内容も含む（最新改正 令和7年11月） ☐ 三重県公共工事共通仕様書（三重県） 令和6年7月制定 部分改正を行った内容も含む（最新改正 令和7年7月一部改定） ☐ 四日市市景観計画 平成20年2月22日発行【平成30年2月28日変更】 ☐ その他（ ）
ウ 業務計画等	☒ 契約締結後14日以内に業務計画書（工程表）を監督職員に提出する。 ☐ 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督職員に提出する。 ☒ 業務日報は、監督職員が提出を要求したときすみやかに提出する。 ☐ その他（ ）
エ 成果の提出	☒ 電子記憶媒体を提出すること。ただし、その仕様等については、三重県CALS電子納品運用マニュアル相当によるものとし、Excel、Word、Jw-Cadで読み取り加工できるものとする。 ☐ 本業務における成果物の提出部数は、（ ☐ 3部 ☒ 2部（電子媒体含む） ）とする。 ☐ 指示する期日までに提出する成果物あり。（業務の進捗により指示する。） ☒ 成果物の大きさについてはA版を原則とし、監督職員に協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 ☐ その他（ ）
オ 工程関係	☐ 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名 ） ☐ 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） ☐ その他（ ）
カ 照査の実施	☐ 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 ☐ 詳細設計照査要領（国土交通省中部地方整備局 令和4年3月制定） ☐ その他（ ）
キ 打合せ等	☒ 業務等着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、水道管路施設管理技師が出席するものとする。 ☐ 照査技術者による照査が定められている場合は以下のとおりとする。 設計業務着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）における打合せには、照査技術者も出席するものとする。
ク 資料の貸与	☐ 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （ ）
ケ 業務条件	☐ 業務条件は下記のとおりとする。
コ その他	☒ 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。また、最新のものであることが確認できるよう出典日時も明記すること。

（注）

- 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
- 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
- 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市市上下水道局